

全日空佐賀便機長労災事件に係る最高裁判所決定に対する声明

2000年9月11日名古屋発佐賀行全日空559便に乗務していた機長の労災認定を求める裁判で、最高裁判所は2011年12月15日上告を棄却した。

この決定により、本件の運航中における機長の意識喪失について業務起因性が否定された。

本来、本件は労働災害として認定され、機長が運航中に意識を喪失した原因及びその他の関係する要因について適切な改善が図られるべきであったが、運航乗務員の業務の特殊性や実情を無視し、業務の過重性等を否定した今回の司法の判断は、同種事例の再発の可能性を残すものであり、断じてこれを認めることはできない。

運航乗務員の生命を確保することは、航空機の運航の安全ひいては利用者の安全と安心に直結する。

そのために航空安全推進連絡会議は、運航乗務員の業務の特殊性を踏まえた労働時間の策定や脳・心臓疾患の労災認定基準の改善に引き続き取り組むものである。

2012年4月7日

航空安全推進連絡会議